三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステムについて（概要版）

（基本的な考え方）

　　三重県では、聴覚障がいの疑いのある子どもを早期に把握し早期療育・教育につなげることを目的に、「三重県新生児・小児聴覚検査情報データベースシステム」において新生児聴覚検査等における要精密検査児の聴覚検査、診断結果や支援に関する情報を収集、管理します。

（取得する情報）

　・　お子さん（保護者の方）の名前、生年月日、性別、住所、連絡先

　・　お子さんの新生児聴覚スクリーニング検査結果

　・　お子さんの精密聴力検査結果

　・　お子さんが受けた療育等支援の内容　ほか

（情報共有を行う関係機関）

・　新生児聴覚検査機関（県内の分娩施設）※

・　二次・精密聴力検査機関（市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、三重病院）※

・　療育・教育機関（県立子ども心身発達医療センター、県立聾学校）※

・　お住いの市町（母子保健担当、教育委員会等）※

・　三重県（子ども・福祉部子どもの育ち支援課、教育委員会等）

　**※　検査や療育について、お子さんに関わりのあった機関のみが情報共有を行います。（関わりのない施設・市町が情報を閲覧することはありません。）**

（利用目的）

　・　新生児聴覚検査（確認検査）結果及び二次・精密検査の受診状況を早期に把握するため。

・　新生児聴覚検査（確認検査）後の受診勧奨や保健指導等のフォローアップに活用するため。

※　本システムに登録した情報は、個人を特定できないよう統計的に処理したうえで、集計した数値等を公表することがあります。

（情報登録・共有を行う機関）

　　以下①を起点とし、②を終点として登録・共有します。

　　①　情報登録・閲覧の起点

ア　新生児聴覚検査の結果、要精密検査となった時点

イ　医療機関において、聴覚障がいがあると診断された時点

ウ　三重県への転入前にアまたはイの状態にあった場合、三重県に転入

　し、関係機関（転入先の市町等）がその情報を把握した時点

　　②　情報登録・閲覧の終点

ア　精密聴力検査等の結果、聴覚に異常がないとわかった時点

イ　満年齢が18歳に達した日以後の最初の３月３１日を経過した時点

ウ　三重県から転出した時点

（登録・共有の中止）

　　本システムへの情報の登録及び共有を希望されない場合は、保護者の意思でいつでも登録の中止または情報の削除を申し出ることができます。登録の中止または情報の削除を希望される場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

　　なお、登録の中止または情報の削除を行った後も、市町による訪問・支援や保健指導等、母子保健に係る通常の行政サービスを受けることができます。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課　〒514-8570　津市広明町13番地　（電話）０５９－２２４－２２４８　（E-mail）sodachi@pref.mie.lg.jp |